

古事記の文章と文体

—音訓交用と会話引用形式をめぐつて

乾 善彦
(いぬい・よしひこ)

一、古事記序文と音訓交用

よく引用される古事記序文の次の二節から、はじめたい。

然、上古之時、言意並朴、敷レ文構レ句、於レ字即難。
已因レ訓述者、詞不逮心。全以レ音連者、事趣更長。
是以、今、或一句之中、交=用音訓、或一事之内、全
以レ訓錄。

序文の文章は、対句を駆使した四六駢儷文の規範にのつ
とつたものである。安万侶のいう「敷文構句」とはまさに
このようないわゆる変体漢文

敷文構句—正格漢文

因訓述—いわゆる変体漢文

全以音連—仮名書き

交用音訓—漢字仮名交じり

難である。「字」とは、まさにそのような文章をあらわす
ためのものだから。そこで、二つの方法が考えられる。ひ
とつは、「因訓述」という方法で、これは日常常用されて

いたような方法であるが、これでは「詞不逮心」ということになる。日用文書は、用件をあらわすことを主眼とし、こまかに言葉遣いまではあらわさない。したがつて、そのような「ことば」では「こころ」まで、正確に伝ええない。これの対極にあるのが「全以音連」という方法である。しかしこれには、「事趣更長」という難点がある。そこで、「或一句之中、交用音訓、或一事之内、全以訓錄」というような文章が採用されることとなつた。

これを、現在認められる資料に引き合わせると、次のようにになろうか。

ここで問題となるのは、「因訓述—いわゆる変体漢文」の内実と「交用音訓」との関係である。なぜならば、安万

侶のとつた方法は、「交用音訓」ではなく、「或一句之中、
交用音訓、或一事之内、全以訓錄」のような方法だからで
ある。

東野治之氏が、長屋王家木簡を資料として古事記の文章
を論じ、それが律令官人の日用文書にみられるいわゆる変
体漢文の形式を基本とする点を強調して、「古事記の文体
や用語が特殊なものではなかつた」と論じられた(注1)の
は、その「或一事之内、全以訓錄」の部分に限つていえ
ば、たしかにそのとおりだということになるが、肝心の
「交用音訓」の部分は、その言葉どおりであるとするには、
いささか問題が残る。

東野氏が長屋王家木簡を資料としてそこに古事記の文章
との類似点を見出されるのは、いわゆる変体漢文との類似
である。その中には、仮名を交えるものも見受けられる
が、量的にはそれほど多くないし、資料性も一様ではな
い。なによりも、その仮名書きの部分は、古事記ほども多
様ではない。その点の見極めをまずしておきたい。

一、古事記の仮名書き

古事記の仮名書き部分は、実に多様である。

「那迹妹」「天之波士弓・天之加久矢」「墮迦豆伎而滌」
などは複合語の構成要素、「多迹具久白言」(体言)、「各字
氣比而生子」(動詞)は一語全体が仮名書きされる場合で

あり、木簡や正倉院文書に物の名が仮名書きされるのと通
じる面がある。しかし、古事記においてはそれにとどまら
ず、「山佐知母」「久美度迹興而」のような体言+助詞、
「如先期美刀阿多波志都」「宇氣比豆貢進」のような用言+
助動詞・助詞、さらには、「宇士多加礼許呂々岐豆」や
「阿那迹夜志 愛袁登古袁」のように、文節や文全体を仮
名書きすることもある。もちろん、木簡の中にも、「世牟
止言而」(飛鳥池木簡)や「□詔大命乎伊奈止申者」(藤原
宮木簡)のような会話引用部分の仮名書きが、若干例見出
され、古事記のそれはこれに通じるところがある。
また、次のようないわゆる宣命大書体の形式も音訓交用
の例である。

在祁理(此二字以音)／我子者不死有祁理(此二字以音)
下效此／伊多久佐夜藝(此七字以音)有那理(此二字
以音)下效此／是者天皇坐那理(此二字以音)／不平
坐良志(此二字以音)／狹蠅那須(此二字以音)滿／白
都良久(三字以音)／爲如此登(此一字以音)詔／布刀
御幣登取持而

挙例はすべてではないが、およそ、助動詞では「ケリ」
四例、「ナリ」二例、「ラシ」一例、「シム」一例、「キ」一
例、「ツ」一例(ク語法)、補助動詞「ナス」一例、助詞で
は「ト」三例、「コソ」一例、「モ」一例、「マデ」一例、
「ヲ」六例(すべて「矣」)を数えることができる。これら

の多くが、会話文とその周辺に多く見られることは、正倉院文書の部分的宣命書き資料や平安時代文書の宣命書き資料に共通する。いわゆる変体漢文の中でも、日本語的要素の強い部分といえよう。ただし、それでは大字に小字を交える宣命書きが採用されるが、古事記においては小字になつていい。古事記では、小字は分注にのみ採用され、仮名書きであることの表示も以音注によつてなされる。正倉院文書や木簡に見られる宣命書きが古事記に採用されないのは、この以音注との関係で考えられるべきであり（注²）、それは全体としての書記様式の問題であつて、いわゆる宣命大書体の古さ（資料の古さ）に求めるべきではあるまい。

正倉院文書や木簡にみられる、古代の日用文書には、定型と個性があり、一方で類型的に捉えられるものの、ひとつひとつの資料は、それぞれに異なつた面を有している。たとえば、正倉院文書には、写經所における休暇願い（不参状）が多数残されている。それらは、基本的には同種の文章であり、類型としてとらえられるが、それぞれに個性があり、中には宣命書きを含む文書も見られる。したがつて、それぞれの個性を含めて日用文書を考えるならば、古事記の文章もその個性の一つとして、類型的には、いわゆる変体漢文の日用文書の形式であり、基本的な部分でこれと通じるとする見方は、一面で首肯できる。その反面、いちおう細部にわたる統一意識は、微視的に見ればいくつか

の問題を含みながらも認めることができ、意図的な整理を経た結果の特殊性も無視できない。犬飼隆氏のいわれる「精鍊」というのも、一つの見方である（注³）。日用文書の多くから見るとき、古事記の文章の特殊性は、やはり、認めなければならない。「音訓交用」の部分は、そのような個性のあらわれといふことができよう。

このような文章の性格は、文体を考察する何らかの指標を設け、類似するいくつかの文章との差異と共通性とで語る必要がある。後代の文章との比較も、必要であろう。今試みに、会話引用表現のあり方を、一つの指標として設定してみよう。音訓交用が特徴的に多用される会話文およびその周辺に注目したいからである。

三、古事記の会話引用表現

古事記の会話引用の方法は、基本的には漢文のそれと一致する。発話動詞が前にきて、後に会話文が続く形式である（以下、古事記の引用は西宮一民編『古事記』（桜楓社、一九七三）により、訓みは省略し本文とその頁数と行数とで示す）。

於是、問其妹伊耶那美命曰「汝身者如何成」、答曰「吾身者、成成不成合處一處在」。爾、伊耶那岐命詔、「我身者、成成而成餘處一處在。故、以此吾身成餘處、

刺塞汝身不成合處而、以爲生成國土。生奈何」（訓生云

海原矣」、事依也。

（39—13）

字牟。下效此。伊耶那美命答曰、「然善」。爾、伊耶那岐命詔、「然者、吾与汝行廻逢是天之御柱而、爲美斗能麻具波比」（此七字以音）、如此云期、乃詔「汝者自右廻逢。我者自左廻逢」、約竟以廻時、伊耶那美命、先言「阿那迹夜志、愛上袁登古袁」（此十字以音）、下效此、後伊耶那岐命、言「阿那迹夜志、愛上袁登賣袁」、各言竟之後、告其妹曰「女人先言不良」。

（27—11）

伊耶那岐・伊耶那美的やりとりのこの部分、会話文を統括する動詞は、「曰・詔・言」とさまざまであるが、ほぼ漢文の語法にのつとり、発話動詞が会話文に前置される。

古事記の会話引用は、多くこの形式をとる。しかし、「ことよす、ことよさす」の場合は、これと異なり、発話動詞が会話文の後に置かれる。

於是、天神諸命以、詔伊耶那岐命・伊耶那美命二柱神、「修理固成是多陀用弊流之國」、賜天沼矛而、言依賜也。

（27—4）

即其御頸珠之玉緒母由良迹（此四字以音）、下效此、取由良迦志而、賜天照大御神而詔之、「汝命者、所知高天原矣」、事依而賜也。

（39—10）

次詔月讀命、「汝命者、所知夜之食国矣」、事依也

（訓食云袁須）。次詔建速須佐之男命、「汝命者、所知

國所有宇都志伎上（此四字以音）、青人草之、落苦瀬而患惣時、可助」告、賜名号意富加牟豆美命「自意至美以音）。

（36—3）

最後の例のように、前に「みことのりす」などの動詞を含まないものも存する。このような特殊な場合でなくとも、会話文を受けて次に物語が続く場合、前の会話を「如此」で受けてもう一度、同じ発話動詞が用いられる、

爾、伊耶那美命答白、「悔哉、不速來。吾者爲黃泉戶喫。然、愛我那勢命（那勢二字以音）、入來坐之事恐。故、欲還、且與黃泉神相論。莫視我」。如此白而、還入其殿内之間、甚久難待。

（34—12）

のような形式も見られるが、これらは、次の「いはく、といひて」という形式に連続する。ただし、この形式になると、一文中に二度、発話動詞が出てきて、会話文を挟み込む形となる。これを、今、双括形式と名付けることにする。

天照大御神之命以、「豊葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命之所知國」、言因賜而、天降也。

（65—4）

爾、速須佐之男命白于天照大御神、「我心清明。故、我所生之子、得手弱女。因此言者、自我勝」云而……（中略）……天照大御神者登賀米受而告、「如屎、醉而吐散登許曾（此三字以音）我那勢之命、爲如此。又、離田之阿、埋溝者、地矣阿多良斯登許曾（自阿以下七字以音）、我那勢之命、爲如此」登（此一字以音）詔雖直、猶其惡態不止而轉。

（4—3）

次の例は、のちの和文（仮名文）に見られる「いはく（といふ。）」のような双括形式であるが、古事記の中では特殊な例である。

爾、天皇、問賜之「汝者誰子也」、答白、「僕者大物主大神、娶陶津耳命之女、活玉依毘賣、生子、名櫛御方命之子、飯肩巢見命之子、建甕槌命之子、僕意富多泥古」白。
（110—12）

また、会話文の後にのみ動詞がくる、つまり、本来の自然な日本語の表現は、次の特殊な例に限られる。

於是、送猿田毘古神而還到、乃悉追聚鱗廣物・鱗狹物以問言、「汝者天神御子仕奉耶」之時、諸魚皆「仕奉」白之中、海鼠不白。爾、天宇受賣命謂海鼠云、「此口乎、不答之口」而、以紐小刀折其口。（77—5）

我所生之子、得手弱女。因此言者、自我勝」云而……（中略）……天照大御神者登賀米受而告、「如屎、醉而吐散登許曾（此三字以音）我那勢之命、爲如此。又、離田之阿、埋溝者、地矣阿多良斯登許曾（自阿以下七字以音）、我那勢之命、爲如此」登（此一字以音）詔雖直、猶其惡態不止而轉。

（4—3）

以上を、他の資料と比べてみる。正倉院文書をはじめとする同時代の古文書類（大日本古文書により、通行の字体に改め、巻数と頁数を示す。）は、「申云——（者）。」の形式にほぼ限られる。

四、会話引用形式の諸相

以前、得部下香取郡司解状、件婢等、以今年五月六日逃来、即捉正身申送者、國勘問、申云「以今年四月一日、從法華寺逃放來者」、仍禁正身、付國傳貢上如件、具狀謹辭

（3—502）

ただし、部分的に宣命書きを含む文書には、

已訖仍推問宣被命問（志加婆）頗新田賈頗未進申（支）此令見於人虫瘡（止云）
（4—415）
（6—289）

のように、日本語の格にのつとつて、発話動詞を後置するものも見られる。また、伽藍縁起并流記材帳の文章（寧樂遺文による）は、いわゆる宣命体で記されるが、ここには双括形式が多用される。

事立（尔）白（左久）「七重宝（毛）非常也……布施奉（止）白（岐）

（法隆寺、寧348）

再挙白曰「唯命受賜而……皇祚無窮」白

(大安寺、寧366)

此時、福慈神答曰「新粟初嘗、家内諱忌、今日之間、冀許不堪」。

(常陸、360)

つまり、漢文ないしわゆる変体漢文においては、日本語への傾斜が強ければ強いほど、双括形式あるいは後置の形式が採用されるといえる。したがつて、日本語の語順にほぼのつとつた統日本紀宣命においては、後置形式か双括形式が用いられ、漢文的な前置形式は用いられない。

風土記(逸文を除く五国の風土記、小学館新編全集により、原文と頁数とで示す。ただし、諸本によつて改めた部分がある。)では、出雲国を除く、播磨、豊後、肥前、常陸の四風土記は、古事記同様「曰」「—」の前置形式が主であるが、注意されるのは、次のように会話文に四字を基調とする文章が多く見られることであり、全体的に漢文への傾斜が古事記より強いことができる。ただし、これも程度の差があり、播磨国は他国に比べて、四字に固定する度合いは低く、当風土記に変体漢文的要素が強いという通説を支持する。

俗曰、美麻貴天皇之世、大坂山乃頂尔、白細乃大御服々坐而、白梓御杖取坐、識賜命者、「我前乎治奉者、汝聞看食国乎、大国小國、事依給」等識賜岐。(30)

常陸國風土記は、「古老曰」でくくられる聞書きの漢文體を基調とし、割書きに「俗云(曰)」として「くにことば(和語)」が含まれる(注4)。いわゆる宣命體がここに採用されることも、そのひとつあらわれと理解される。

これに対し、出雲国だけは、他の風土記と異なり、双括形式や後置形式を基本とする。

所以号意字者、國引坐八束水臣津野命詔「八雲立出雲國者、狹布之稚國在哉、初國小所作、故將作縫」詔而、「榜衾志羅紀乃三墳矣、國之餘有耶見者、國之餘有」詔而、……(中略)……「今者國者引訖」詔而意字

社尔、御杖衝立而、「意惠」登詔。故云意字。(134)

勅云「朝日夕日、不隱之地、造墓藏其骨、以玉飾墓」。
(播磨、112)

即勅菟名手云「天之瑞物、地之豐草、汝之治國、可謂

豐國」。

(豊後、284)

國引きのこの部分では、古事記同様音訓交用であることが注意される。ただし、次のような漢文的な前置形式も含まれる。

詔神代直曰「朕、歷巡諸國、既至平治、未被朕治、有異徒乎」。

(肥前、344)

即壇訴云「天神千五百萬、地祇千五百萬、并當國靜坐三百九十九社、及海若等、大神之和魂者靜而、荒魂者皆悉依給猪麻呂之所乞、良有神靈坐者、吾所傷給、以此知神靈之所神者」。

(142)

トコでも、日本語への傾斜の大きいところに双括形式、後置形式があらわれるといえる。

平安遺文に收められた文書類も、基本的には奈良時代文書と変わらず、漢文的な要素の強い文書では、「申云、——。」の形式が一般であるが、宣命書きを含む文書には、双括形式や後置形式が認められる(一は割書きの改行)。

右貞成、自彼国参上新司御許之間、件近正從者へとし
天京上□間、清安豊延等隨身數多之人、西七条之
末^爾出来^天申云「件馬^ハ中臣松犬丸^カ以
去年六月十三日被盜取之馬^{なり}」と申^天、

(五一四、播磨大豫播万貞成解)

因之庄遣使者令制止云「本寺御下文并祭主御外題已
了、經沙汰之後、依一定可播殖者」、其時^ニ延能神
主從類云「何^乃本寺使^者可在^ヘ申^天、放奇
雖、本寺使頭打破^ヘと申^天、

(一一三二八、東寺領伊勢國大國莊政所日記)

また、次の文書は、公文所の問注日記であるが、問いと
答えとで引用形式が異なる。問いは、いわゆる変体漢文で

あり、答えは宣命書きを交え和文に近い。これが問注文書のひとつ的形式となつてゐる。答えはとくに、語られたままの姿を残す形式が選ばれたものと思量される(注5)。

問増賀云、所進解状并坪坪注文問祐清処、申状如此、

件子細弁申如何、

増賀申云、祐清^加六町内二町一反半^遠令領知之由申条、僻(事脱カ)也、數百歲之間、東大寺白米逸田^{止脱カ}志^豆敢無他妨、而以去年十月之比俄御神^{遠立豆}作稻^遠被刈取畢、件田地^波十一町内也^{止申}、(一四一三、勸学院政所問注記)

これが、仮名文学作品である土佐日記や竹取物語となると、

ここに人々のいはく、「——」。/かぢとりのいふやう、「——」といふ。/かぢとり、またいはく、「——」といふ。/かぢとりら「——」といひて、

(土佐日記)

翁、かぐやひめにいふやう、「——」といへば、かぐや姫「——」といふ。翁「——」といふ。「——」。かぐやひめのいはく、「——」といへば、(翁)「——」といへば、かぐやひめのいはく、「——」といふ。翁いはく「——」。かぐやひめのいはく、「——」といふ。(翁)「——」とうけつ。(竹取物語)

のように、一つの文章中にさまざまの形式が含まれることになる。これは、実用の文書と物語という文章の質の違いによると思われる。その点でいえば、古事記の会話引用形式の多様性も語られるべき内容の質の問題でもある。

五、まとめとして

以上、古事記の会話引用形式は、漢文に傾斜する部分から日本語文に傾斜する部分まで比較的広い幅を持つており、他の資料との差異によつて、古事記独自の特徴を示している。複数見られるそれぞれの形式は、それぞれ個別には類似の方法も指摘できるが、全体としては古事記という文章の性格によるところが大きい。

いつたい、古代日本の文章は、中国古典文の規範にのつとつた正格の漢文と、仮名書きの日本語文とを両極として、その中間に日本語を背景にした漢字表現（擬似漢文、いわゆる変体漢文）のさまざまな変位（バリエント）として記述することが可能であると考える。その基底にあるのが日用文書の世界であり、そのひとつひとつはそれぞれの個性として語ることができるし、また、古事記をはじめ個々のテキストの書記様式もそこからの変位（バリエント）として位置付けることができる。

日本語に傾斜する方法として、訓字を日本語の語順に隨

つて並べる方法もあれば、仮名を交える方法もある。古事記においては、部分部分においてさまざまの方法が認められるのである。しかして、その傾斜の度合いは文章の質ともかかわる。語られるべき文章の質が、文体特徴を選択するといえようか。

古事記の会話引用形式の多様性は、古文書類や後の仮名文学作品と通じる面と異なる面とを有しながら、ひとつのテキストとしての地位を主張している。逆にいえば、会話引用形式も、文体を考察するひとつの指標として考えることができると思われるのである。

注1 東野治之「古事記と長屋王家木簡」『古事記の世界』（古事記研究大系十一、一九九六、高科書店）

注2 拙稿「古事記の書き様と部分的宣命書き」（『上代語と表記』、一〇〇〇、おうふう）

注3 大飼隆「文字言語としてみた古事記と木簡」『古事記の世界』上（古事記研究大系十一、一九九六、高科書店）参照。

注4 沖森卓也『日本古代の表記と文体』（一〇〇〇、吉川弘文館）第三章第三節参照。

注5 詳しくは、拙稿「平安遺文の宣命書き資料」（女子大文学53、一〇〇一・三予定）参照。